

## ○履修方法及び進級認定細則

(平成29年度第5・6学年に適用する。)

(授業における出席調査)

- 第1条 授業科目担当者は授業に際して学生の出席を調査し、これを記録するものとする。
2. 前項の出席調査及び記録は、授業科目担当者又はその委嘱する教育職員若しくは事務職員が行う。
  3. 授業科目担当者は学期末に出席調査記録総括表を2部作成し、1部は授業科目担当者が保管し、1部は医学科学務課へ提出するものとする。

(出席不良者の取扱いについて)

- 第2条 出席不良者の取扱いについては、次のとおりとする。
- (1) 講義については出席率2/3未満、実習等については出席率4/5未満の授業科目があれば進級出来ない。
  - (2) 病気その他止むを得ない事情の場合は、特別に査定することがある。ただし、この場合にはその事由(診断書その他)を添え願出を要する。

(試験の実施時期及び成績報告)

- 第3条 試験の時期は学年末、あるいは学年の途中とする。ただし、学年の途中において行う試験の時期は、学期の授業終了後、あるいは学期始業前とする。臨床実習の評価は当該科目ごとに実習終了時に行う。
2. 試験は、当該年度の学校暦にしたがい、医学科学務課において試験日及び時間割表を定めて行う。
  3. 授業科目の成績は、授業科目担当者が学年末試験後1週間以内に医学科学務課に通知するものとする。
  4. やむを得ない事情により医学科教授会が必要と認めたときは、適宜臨時に試験を行うことができる。

(授業科目の学年配当、成績査定及び進級並びに卒業の認定)

- 第4条 各学年の授業科目及び授業時間の配当並びに成績査定と進級並びに卒業の認定は以下のとおりとする。
2. 授業は通常1講時(実時間90分)を基本として行い、1講時は単位算定基準の2時間に相当する。
  3. 講義・演習・実習の区別なく30時間の授業をもって1単位とする。  
但し、第4学年以上については、学科目の性格や授業形態に応じて、講義は15時間～30時間の授業をもって1単位とし、臨床実習は1週間の集中授業をもって1単位とする。
  4. 各学年の試験成績は100点満点で表し、60点以上を合格とする。但し、第6学年臨床医学Ⅳについては別に定める。
  5. 各学年の進級の認定は、合格科目の単位数を用いて行う。但し、第2学年は合格科目数も用いて行う。6年制課程を6段階の第1学年、第2学年、第3学年、第4学年、第5学年、第6学年に分け、それぞれ定められた単位数により進級を認定する。但し、第2学年では、第2学年総合試験、第4学年では、第4学年共用試験(CBT)、第5学年では第5学年総合試験に合格することを要する。

6. 6年以上在学し、217単位を取得し、かつ第6学年卒業時OSCE及び第6学年総合試験に合格した者には卒業を認定する。
7. 第2学年総合試験、第4学年共用試験(CBT)、第5学年総合試験、第6学年OSCE及び総合試験については、別にこれを定める。

### 〔第1学年〕

(人文・社会科学系科目)

哲学(1)・ラテン語(1)・医学史(1)	3科目中2科目を選択	2単位
法学(1)・生命倫理学(2)・心理学(1)	3科目	4単位
	計5科目	6単位

(自然科学系科目)

数学(2)・物理学(3)・化学(3)・生物学(3)・自然科学基礎(1)	計5科目	12単位
-------------------------------------	------	------

(外国語科目)

英語(4)	1科目	4単位
ドイツ語(4)・フランス語(4)	2科目中1科目を選択	4単位
	計2科目	8単位

(基礎医学系科目)

生体の科学(4)・運動医学(1)	2科目	5単位
------------------	-----	-----

(医学関連学科目)

医学英語Ⅰ(2)・情報科学(2)・医学入門(3)・課題研究(2)・医学教育学(1)	計5科目	10単位
---	------	------

(1) 上記学科目計41単位を取得した者には進級を認める。

(2) 28単位以上取得した者は再試験を受けることができる。再試験の結果、上記41単位を取得した者には進級を認める。

### 〔第2学年〕

(外国語科目)

英語〈医学英語Ⅱを含む。〉(2)	1科目	2単位
医学独語(2)・科学仏語(2)	2科目中1科目選択	2単位
	計2科目	4単位

(基礎医学系科目)

解剖学〈第1〉(8)・解剖学〈第2〉(7)・生理学〈第1〉(4)・生理学〈第2〉(3)・生化学(6)・病理学(3) 免疫学(3)・寄生虫学(1)	計8科目	35単位
---	------	------

(1) 上記学科目計39単位を取得し、さらに第2学年総合試験に合格した者には進級を認める。

(2) 24単位以上取得し、かつ、5科目以上合格した者は再試験を受けることができる。再試験の結果、上記39単位を取得した者には進級を認める。

### 〔第3学年〕

(基礎医学系科目)

薬理学(5)・病理学(5)・微生物学(4)・医用電子工学(0.5)	計4科目	14.5単位
-----------------------------------	------	--------

(社会医学系科目)

社会医学Ⅰ(2)	1科目	2単位
----------	-----	-----

(臨床医学系科目)

臨床医学Ⅰ(18) (医学関連学科目)	1科目	18単位
医学英語Ⅲ(1)・医の倫理(0.5)・グループ別自主研究(4)	計3科目	5.5単位

- (1) 上記学科目計40単位を取得した者には進級を認める。
- (2) 基礎医学系科目計4科目、社会医学系科目1科目、医学関連学科目計3科目および臨床医学Ⅰの9項目合計17(科目・項目)のうち、8(科目・項目)以上合格した者は、再試験を受けることができる。再試験の結果、上記40単位を取得した者には進級を認める。

#### 〔第4学年〕

(社会医学系科目)		
社会医学Ⅱ(4)	1科目	4単位
(臨床医学系科目)		
臨床医学Ⅱ(28)・基本的診療技能(2)	計2科目	30単位
(医学関連学科目)		
医学英語Ⅳ(2)	1科目	2単位

- (1) 上記学科目計36単位を取得し、さらに第4学年共用試験(CBT)に合格した者には進級を認める。
- (2) 社会医学Ⅱの2項目、臨床医学Ⅱの12項目、基本的診療技能1科目、医学英語Ⅳ1科目の合計16(科目・項目)のうち、7(科目・項目)以上合格した者は、再試験を受けることができる。再試験の結果、上記36単位を取得した者には進級を認める。

#### 〔第5学年〕

(臨床実習)

##### 臨床医学Ⅲ

社会医学・地域医療(2)・血液内科学(1)・呼吸器内科学(1)・循環器内科学(2)・糖尿病・代謝・内分泌・リウマチ・膠原病内科学(2)・消化器内科学(2)・皮膚科学(1)・精神医学(1)・小児科学(2)・臨床検査医学(1)・放射線医学(1)・高齢総合医学(1)・腎臓内科学(1)・神経内科学(1)・呼吸器・甲状腺外科学(2)・心臓血管外科学(1)・消化器・小児外科学(2)・整形外科(1)・リハビリテーション(1)・泌尿器科学(1)・眼科学(1)・耳鼻咽喉科・頭頸部外科学(1)・産科婦人科学(2)・麻酔科学(1)・脳神経外科学(1)・形成外科学(1)・救急・災害医学(1)・病理診断(0.5)・乳腺科学(0.5)・茨城医療センター・八王子医療センター選択コース(4)

計 30科目 40単位

(臨床医学)

BSL統合講義 計 1科目 2単位

- (1) 上記学科目計42単位を取得し、さらに第5学年総合試験に合格した者には進級を認める。
- (2) 26単位以上の者は、各学科目の再試験を受けることができる。再試験の結果、上記42単位を取得した者には進級を認める。

#### 〔第6学年〕

(臨床実習)

選択実習Ⅰ(4)・選択実習Ⅱ(4)・選択実習Ⅲ(4)・選択実習Ⅳ(4) 4科目 16単位

(臨床医学系科目)

臨床医学Ⅳ (4)

1科目 4単位

- (1) 上記学科目計20単位を取得しなければならない。
- (2) 選択実習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳのうち、2科目以上合格した者は、再試験を受けることができる。
- (3) 臨床医学Ⅳの不合格者については、再試験を受けることができる。
- (4) 上記学科目の試験及び第6学年卒業時OSCEに合格した者は、第6学年総合試験を受けることができる。
- (5) 第6学年末までに卒業に必要な218単位を取得し、かつ第6学年卒業時OSCE及び第6学年総合試験に合格した者には卒業を認定する。

(追試験)

- 第5条 病気その他止むを得ない事情で試験に欠席し、追試験を希望する者は、試験欠席後1週間以内に欠席した事由を添え、追試験願を提出しなければならない。
2. 追試験を許可する場合、その試験期間は原則として休暇中とする。
  3. 追試験には、所定の手数料を納付しなければならない。

(再試験)

- 第6条 第4条のそれぞれの項に該当する者が再試験を受けるには、所定の手数料を納入しなければならない。

(留年者の取扱い)

- 第7条 進級または卒業の認定を受けられなかった者は、同一学年次に留まる。
2. 留年者は該当学年次の全科目について再履修しなければならない。

附 則

1. この細則は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度第5・6学年に適用する。
2. 前項の規定にかかわらず、平成29年度第6学年のうち前年度原級した者については、第6学年卒業時OSCEを免除する。